

## ■第2回八街市都市計画マスタープラン策定委員会の意見概要と対応方針

日時：令和3年11月11日(木) 14:00～

場所：八街市総合保健福祉センター 4階 団体研修室

### 【議案】

(1) 八街市計画マスタープラン（素案）について

#### 《主な意見と回答》

意見内容（要旨）	対応方針
P17 農業の状況において、以前までの計画書で整理されていた兼業農家・専業農家の整理がなくなったのはなぜか。	最新の農林業センサス（R2）には兼業農家・専業農家の区分がなくなったため、「基幹的農業従事者数」として整理しました。H27までの兼業農家・専業農家数を掲載し、R2の数値が不明なことを注釈で記載します。
新卒や再就職者に対する支援や、外国人労働者の生活環境の整備等に関して、都市マスで検討できないのか。また、産業構造の変化に伴い、公共施設や商店街の情報網、5Gの導入等について加味できないのか。	いただいたご意見については、まずは総合計画等の上位計画で方針を位置付ける必要がありますが、今後まちづくりを進める上では、重要な事項であると認識しているため、関連部局と共有を図ります。
P61 合計出生率2.07パーセントを目指すのであれば、「今後のさらなる高齢化にも備えた、市民の健康や体力づくり」ではなく、若者や労働人口の主たる人たちが健康で長く働けるようなエリアの位置づけの方がよいのではないか。	高齢者だけに特化するような記載ではなく、幅広い市民に対応する文言になるように修正します。
P63 土地利用方針図に生活形成保全拠点が位置づけられている。計画的に作られた団地のことであると思うが説明が必要ではないか。	生活形成保全拠点については、P60 集落エリア内に記載しているが、前項の将来都市構造において位置付けた拠点であることが分かるよう修正します。
P17 農業に関しても、産出額を掲載してはいいかがか。	いただいたご意見のとおり、農業産出額についても掲載します。